

総 税 都 第 5 3 号
令 和 7 年 7 月 2 2 日

各道府県総務部長 殿
東京都主税局長

総務省自治税務局長
(公 印 省 略)

「軽油引取税の課税免除について」の一部改正について

「軽油引取税の課税免除について」（平成21年4月1日付け総税都第20号）の一部を下記のとおり改正しますので、適切に対処されますようよろしくお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

「軽油引取税の課税免除について」について、別添新旧対照表のように改正する。

本通知による改正後の規定は、令和7年7月22日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用する。

軽油引取税の課税免除についての一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>一及び二 略</p> <p>三 自衛隊又は<u>締約国軍隊</u>の使用する機械等の電源又は動力源の用途（法附則第12条の2の7①Ⅱ）</p> <p>（1） 法附則第12条の2の7第1項第2号に規定する「自動車」その他これに「類するもの」とは、電源車、けん引車、大型移動整備車、フォークリフト、パワーショベル、乗用草刈機等がこれに該当するものであること。</p> <p>なお、これらのうち、次に掲げる自動車は、免税対象から除かれていることに留意すること。</p> <p>（ア） 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条の規定により登録を受けている自動車</p> <p>（イ） 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第114条第1項の規定により道路運送車両法の規定が適用されない自動車で同条第3項の規定により番号及び標識が付されているもの</p> <p>（ウ） <u>日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和7年法律第26号）第3条第2項</u>の規定により同項に規定する道路運送車両法の規定が適用されない自動車</p> <p>したがって、自衛隊又は<u>締約国軍隊</u>の使用する通信の用に供する自動車であっても、（ア）から（ウ）のいずれかに該当するものは、免税対象から除外されるものであること。</p> <p>（2）～（7） 略</p>	<p>一及び二 略</p> <p>三 自衛隊又は<u>オーストラリア軍隊</u>の使用する機械等の電源又は動力源の用途（法附則第12条の2の7①Ⅱ）</p> <p>（1） 法附則第12条の2の7第1項第2号に規定する「自動車」その他これに「類するもの」とは、電源車、けん引車、大型移動整備車、フォークリフト、パワーショベル、乗用草刈機等がこれに該当するものであること。</p> <p>なお、これらのうち、次に掲げる自動車は、免税対象から除かれていることに留意すること。</p> <p>（ア） 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条の規定により登録を受けている自動車</p> <p>（イ） 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第114条第1項の規定により道路運送車両法の規定が適用されない自動車で同条第3項の規定により番号及び標識が付されているもの</p> <p>（ウ） <u>日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和5年法律第26号）</u>第3条第2項の規定により同項に規定する道路運送車両法の規定が適用されない自動車</p> <p>したがって、自衛隊又は<u>オーストラリア軍隊</u>の使用する通信の用に供する自動車であっても、（ア）から（ウ）のいずれかに該当するものは、免税対象から除外されるものであること。</p> <p>（2）～（7） 略</p>

四~六 略

四~六 略
